

役員及び評議員の  
報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人 恵和会  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 恵和会定款第9条および第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2. 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
3. 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
4. 職員兼務役員とは、常勤役員のうち当法人職員を兼務し、法人との間で雇用契約を結び就業規則及び職員給与規程による影響をうける者をいう。
5. 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
6. 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

第3条 役員の報酬は、理事、監事及び評議員それぞれについて、法人業績および世間水準、職員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

2. 常勤役員の報酬額及び職員兼務役員の役員としての報酬額は、別表1で定めた金額とする。
3. 非常勤役員等の報酬額は、勤務実態に応じ、別表2に定められた額を支給することができる。

(報酬の形態と体系)

第4条 役員報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては支給しない。

2. 常勤役員の報酬は、前条第2項で定めた額を支給する。
3. 職員兼務役員の報酬は、別表3を上限とした職員給与規程に基づく額と、前条第2項で定めた額を支給する。

(支給方法及び支払日)

第5条 常勤役員に対する報酬額の支給方法及び支払日は職員給与規程に準ずることとする。

2. 非常勤理事及び評議員の報酬は、理事会・評議員会など別表2に定めた職務が発生した当日に現金を支給する。又は、職務が終了した日より1週間以内に支給する。
3. 監事の報酬は、毎年3月末日に支給する。但し末日が金融機関の休業日にあたる時はその前日に繰上げて支給するものとする。

(控 除)

第6条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料および前払金・貸付金の弁済分などとする。

### 第3章 役員に対する賞与

(賞与の支給基準)

第7条 役員等に対して役員賞与は支給しない。但し職員兼務役員については、別表3の範囲内で職員給与規程に基づき支給することができる。

### 第4章 役員退職慰労金

(退任手当の支給基準)

第8条 常勤役員に対して退職慰労金は支給しない。

2. 非常勤役員及び評議員に対する退職慰労金は、別表4に基づき支給することができる。

### 第5章 費用弁償

(旅費交通費)

第9条 役員等が研修や出張に当たって宿泊代や交通費が発生した場合、旅費規程に準じて精算をすることができる。

### 第6章 その他

(公 表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議による。

(附 則)

本規程は、平成29年6月22日より施行する。

本規程は、令和元年6月21日より施行する。

本規程は、令和2年7月1日より施行する。

本規程は、令和4年6月24日より施行する。

別表1（常勤役員及び職員兼務役員の役員報酬）

（1）常勤役員

役職名	月額
業務執行理事	272,000 円
理事	252,000 円

※勤務日数 17 日以上

（2）職員兼務役員

役職名	月額
業務執行理事	50,000 円
理事	30,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）理事及び評議員

職務内容	日額
理事会・評議員会等会議への出席	12,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	12,000 円

（2）監事

職務内容	年額
監事監査及び理事会等会議への出席 その他、入札への立ち会い業務等	168,000 円

別表3（職員給与規程に基づく額の上限度額）

区分	金額等
基本給	月額 411,900 円
管理職手当	月額 60,000 円
その他諸手当	扶養・通勤手当等の金額は、職員給与規程に基づいた支給額
賞与（年2回）	基本給と役職手当の合計した額に、支給の都度 2.5 ヶ月を上限として理事長が定める月数を乗じた額

別表 4 (退職慰労金)

役職名	退職慰労金	
	就任から10年未満	就任から10年以上
理事	30,000 円	50,000 円
監事	30,000 円	50,000 円
評議員	30,000 円	50,000 円